デジタル放送サービス対策世帯契約約款

目次

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）……P4
第 2 条（約款の変更）……P4
第 3 条（用語の定義）……P4
第 4 条（サービスの提供区域）……P5

第 2 章 加入契約等

第 5 条（加入契約の単位）……P5
第 6 条（加入申込の方法）……P5
第 7 条（加入申込の承諾）……P5
第 8 条（解約）……P5
第 9 条（当社による加入契約の解除）……P5
第 10 条（契約終了時の処置）……P6
第 11 条（届け出事項の変更）……P6
第 12 条（放送サービスの変更）……P6
第 13 条（権利譲渡の禁止）……P6
第 14 条（地位の継承）……P6

第 3 章 放送サービスの内容等

第 15 条（放送サービスの種類）……P6
第 16 条（ケーブル緊急地震速報の利用）……P7
第 17 条（IP－VOD の利用）……P7
第 18 条（最低利用期間）……P7
第 19 条（放送番組、放送内容の変更）……P7
第 20 条（サービスの終了）……P7

第 4 章 利用休止・中断及び利用停止

第 21 条（放送サービス利用の休止、再開）……P7
第 22 条（放送サービスの中断）……P7
第 23 条（放送サービスの停止）……P7

第 5 章 工事及び保守

第 24 条（設置機器）……P8
第 25 条（引込設備、宅内設備の設置工事）……P8
第 26 条（引込設備、宅内設備の故障等）……P8
第 27 条（設備の設置場所の変更）……P9
第 28 条（設置場所の無償使用等）……P9

第 6 章 料金等

第 29 条（料金等）……P9
第 30 条（利用料金）……P9
第 31 条（利用料金の計算）……P10
第 32 条（利用料金等の請求及び支払）……P10
第 33 条（料金等の減免）……P10
第 34 条（延滞金）……P10
第 35 条（消費税相当額の加算）……P10
第 36 条（端数処理）……P10

第 7 章 損害賠償等

第 37 条（損害賠償） ……P10
第 38 条（免責事項） ……P11

第 8 章 雑則

第 39 条（放送サービスの上映及び頒布の禁止） ……P11
第 40 条（加入者の関係者による利用） ……P11
第 41 条（個人情報の取扱い） ……P11
第 42 条（視聴情報の収集） ……P11
第 43 条（カスタマーハラスメントについて） ……P11
第 44 条（反社会勢力の排除） ……P11
第 45 条（準拠法） ……P12
第 46 条（関連法令の遵守） ……P12
第 47 条（協議事項） ……P12
第 48 条（合意管轄） ……P12
第 49 条（特約） ……P12

附則……P12
クレジットカード支払いに関する特約……P13
料金表……P14

デジタル放送サービス対策世帯契約約款
（新たな加入の申込不可）

第1章　総則

（約款の適用）

第1条　ひまわりネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、放送法の規定に従い、このデジタル放送サービス対策世帯契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

（約款の変更）

第2条　当社は、約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のＷＥＢサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

（用語の定義）

第3条　約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
1	有線テレビジョン放送施設	当社が有線テレビジョン放送を行なう為の機械、器具、電線その他の電気的設備
2	放送サービス	有線テレビジョン放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
3	加入契約	当社から放送サービスを受ける為の契約
4	加入申込	加入契約の申込
5	加入申込者	加入申込をする者
6	加入者	当社と加入契約を締結した者
7	代理店	当社と代理店契約を締結し、加入契約の取次、宅内設備の工事及び保守等を行う者
8	引込設備	加入者が放送サービスを受信する為、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点から加入者宅の光放送端末又は光接続箱までに設置された引込線及び機器
9	宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の光放送端末又は光接続箱の出力端子から受信機までに設置された宅内線、受信機
10	光放送端末	当社が貸与し、放送サービスを受信するために光信号を電気信号に変換する装置（Ｖ－ＯＮＵ）
11	受信機	加入者宅内のテレビ受像機及びFM受信機
12	同時再放送	放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む。）を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送
13	接続者	当社の施設により電波障害対策を受けている建物及び当社の導入済みマンション等にお住まいで、一般放送のみのサービスを受けている者
14	対策世帯	地形又は工作物建設等の原因で地上アナログ放送の電波障害が生じた地域（対象地域）内にある電波障害対策をした戸建住宅世帯および会社
15	消費税相当額	消費税及び地方消費税に相当する金額（法令の改正により消費税率に変更があった場合には、約款に別途規定がある場合を除き、変更後の税率に従った消費税及び地方消費税の金額。）

（サービスの提供区域）

第4条　当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、デジタル放送サービスの需要と供給の見込み等を考慮してデジタル放送サービス提供区域を設定します。

2 前項の提供区域の設定により、提供する放送サービスの内容が、区域によって異なる場合があります。

第 2 章　加入契約等

(加入契約の単位)
第5条　世帯又は法人ごとに加入契約を締結するものとします。
2 加入契約は、引込線 1 回線ごとに締結するものとします。

(加入申込の方法)
第6条　加入申込者は、約款を承諾の上、当社又は代理店に対し、以下の各号に定める事項を当社指定の加入申込書へ記入し、提出するものとします。
(1)加入申込者の氏名、住所、電話番号等の事項。
(2)第 15 条（放送サービスの種類）に規定されるもののうち、利用を希望する放送サービスの種類。
(3)その他サービス提供に必要な事項。
2 前項の申込手続は、当社が指定する電磁的手段でも行うことができるものとします。
3 加入申込者が、未成年者、成年被後見人、成年保佐人又は成年補助人の場合、それぞれ法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意が必要となります。
4 当社は、年齢確認等を目的とし、身分証の提示を求める場合があり、加入申込者は、これに応じる義務があります。
5 本放送サービスの新たな加入申込の受付は 2023 年 4 月 28 日時点で終了しております。

(加入申込の承諾)
第7条　加入契約は、当社がこれを審査し、承諾した場合に限り、成立します。
2　当社は、次の場合には加入申込を、承諾しないことがあります。
(1)引込設備及び宅内設備を設置又は保守することが技術上著しく困難な場合。
(2)引込設備を設置又は保守することに多額の費用を要する場合。
(3)放送サービスの料金又は工事費の支払いを怠る恐れがある場合。
(4)放送サービスを、業務利用等の不特定多数に対し、視聴させる目的で使用する恐れがある場合。
(5)放送サービスを、分配工事等で加入申込者の世帯以外にも視聴させる目的で使用する恐れがある場合。
(6)その他約款上要請される事項の履行を怠る恐れや約款に違反する恐れがある場合。
3 当社は、加入契約が成立したときは、遅滞なく、放送法第 150 条の 2 第 1 項の書面（以下「契約書面」といいます。）を作成し、加入者に対し、交付するものとします。
4 当社は、加入者の承諾がある場合、契約書面の交付に代えて、放送法第 150 条の 2 第 2 項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により、加入者に対し、前項の事項を提供することができるものとします。
5 本条第 3 項における加入契約の成立時期は、25 条（引込設備、宅内設備の設置工事）に規定する宅内工事が完了した日を契約成立日とします。

(解約)
第8条　加入者は、加入契約を解約する場合、当社に対し、解約を希望する日の 30 日前までに、当社の指定する方法により、届け出るものとします。
2 本契約は 1 度限りの契約とし、解約後再度の加入申込はできないものとします。
3 第 1 項の場合、第 10 条（契約終了時の処置）の規定に準じて取り扱うものとします。

(当社による加入契約の解除)
第9条　当社は、次の各号のいずれか一つに該当した場合、加入契約を解除することがあります。
(1) 第 23 条（放送サービスの停止）の規定により放送サービスの利用を停止された加入契約について、加入者が、相当期間内に、その事実を解消しない場合。
(2)当社又は加入者の責に帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービスの継続ができない場合。
(3)当社が、当社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠く又は加入者の要求を実現するための手段又は態様が社会通念上不相当であると判断し、加入者に対し、書面等でその行為の是正を求める通知を行ったにもかかわらず、相当期間内に当該行為の是正をしない場合。
(4)その他当社が当社業務に著しい支障を及ぼすと判断した場合。

(5)第 24 条（設置機器）の 8 項又は 9 項に該当する場合。

2 当社は、前項により加入契約を解除する場合、加入者に対し、事前にその旨を通知します。但し、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、通知をせず、サービスの提供を停止した上、加入契約を解除することがあります。

3 本契約は 1 度限りの契約とし、解除後の再度の加入契約はできないものとします。

4 加入契約を解除した場合、第 10 条（契約終了時の処置)の規定に準じて取り扱うものとします。

（契約終了時の処置）

第10条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備及び光放送端末等の機器を撤去するものとし、撤去に伴い加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物等の復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。

2 加入者は、前項の撤去について、当社に対し、料金表に定める費用を支払うものとします。

3 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社から貸与されている機器を別途当社の定める方法により返還するものとします。返還の期限は、当社が別に定める日を起点として 1 か月以内とし、期限を過ぎても返還がない場合、加入者は、当社に対し、料金表に定める損害賠償金を支払うものとします。なお、損害賠償金の支払いをもって、その機器の所有権は加入者に帰属します。

4 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社に対し、料金表に定める解約費、解除料及び加入契約から発生した料金その他の債務を、当社が指定する方法によって、当社が指定する期日までに、支払うものとします。

5 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、加入契約料金が返還されないことを承諾するものとします。

（届け出事項の変更）

第11条 加入者は、その氏名又は名称の変更、住所の表示変更、金融機関口座の変更、支払方法の変更等加入申込時に当社に通知した内容に変更がある場合、当社に対し、当社の指定する方法によって、速やかに届け出るものとします。

2 加入者は、当社に対し、別途当社の定める変更に要する費用を支払うものとします。

（放送サービスの変更）

第12条 加入者は、当社が提供する放送サービスを変更することができます。但し、本契約は 1 度限りの契約とし、再加入はできないものとします。

2 放送サービスの変更手続きに要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

（権利譲渡の禁止）

第13条 加入者は、加入契約から生じた契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を譲渡できません。但し、加入者が、当社に対し、正当な事由に基づき、事前に届出をし、当社が、これを承諾した場合には、この限りではありません。

2 前項により、契約上の地位又は権利義務の譲渡があった場合、譲受人（新加入者）は、譲渡人（旧加入者）の全ての義務を継承するものとします。

（地位の継承）

第14条 相続又は法人の合併等により加入者の地位の継承があった場合には、相続人、合併等後の存続法人又は合併等により設立された法人は、当社に対し、地位の承継があったことを証明する書類を添えて、速やかに届け出るものとします。

2 相続人が 2 人以上のときは、そのうちの 1 人が、当社に対し、自身のみが加入契約に関する地位の承継をしたことを証明する書類又は他の相続人全員からの委任状を届け出るものとします。

第3章　放送サービスの内容等

（放送サービスの種類）

第15条　当社は、定められた業務区域内で次の放送サービスを提供します。
(1) 地上デジタルテレビジョン放送、ラジオ放送（ＦＭ及びデジタル放送）及びデジタルデータ放送の各同時再放送及び当社による自主放送サービス。

（ケーブル緊急地震速報の利用）
第16条　ケーブル緊急地震速報の利用は、「ケーブル緊急地震速報利用規約」に定めるところによります。

（IP-VOD の利用）
第17条　IP-VOD の利用は、「IP-VOD サービス「milplus（みるプラス）」加入契約約款」及び「IP-VOD サービス利用規約」 に定めるところによります。

(最低利用期間)
第18条　各放送サービスには、加入契約の最低利用期間（以下「最低利用期間」といいます。）があります。最低利用期間は、料金表に定めるところによります。
2 加入者は、料金表に最低利用期間の記載がない放送サービスであっても、サービスの提供を開始した日から起算して１か月間は利用することを承諾します。
3 加入者が、最低利用期間内に、加入契約の変更若しくは解約を行った場合又は当社が加入契約の解除を行った場合、加入者は、料金表に定める最低利用期間に関する解除料を支払うものとします。
4 加入者は、前項の解除料を、当社に対し、当社が指定する方法により、当社が指定する期日までに、一括で支払うものとします。

(放送番組、放送内容の変更)
第19条　当社は、番組の追加、削除、変更を実施する場合があります。
2 当社は、次の場合、放送内容を、加入者に対し、予告することなく、変更することがあります。
(1)天災事変その他の非常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合。
(2)その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

(サービスの終了)
第20条　当社は、社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、サービスの一部又は全部を終了する場合があります。その場合、加入者に対し、あらかじめ相当な期間をもって、通知します。

第4章　　利用休止・中断及び利用停止

(放送サービス利用の休止、再開)
第21条　加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、当社に対し、事前に届け出ることにより、第 15 条（放送サービスの種類）に定める放送サービスの利用を、一定期間休止することができます。但し、この休止期間は、1 回につき 12 か月を限度とします。
2 休止期間の料金は、料金表に規定する金額とします。
3 休止期間終了時、休止前に利用していたサービスが、既に新規受付の停止や提供終了していた場合、そのサービスを利用することはできず、別のサービスを利用するものとします。

(放送サービスの中断)
第22条　当社は、次の場合、加入者に対する放送サービスの提供を中断することがあります。
(1)有線テレビジョン放送施設及び引込設備の保守上又は工事上やむをえない場合。
(2)天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
2 当社は、加入者に対する放送サービスの提供を中断するときは、加入者に対し、事前に通知します。但し、緊急事態等やむをえない場合、この限りではありません。

(放送サービスの停止)
第23条　当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、加入者に対する放送サービスを停止することがあ

ります。但し、第1号に該当する場合の停止期間は、加入者が、当社に対し、料金その他債務の全額を支払うまでとします。

(1) 加入契約料金、利用料金、工事費、延滞金、その他約款の規定により支払うことになった債務（以下「債務」といいます。）について支払期日を経過してもなお、加入者の支払いがない場合。

(2)第39条（放送サービスの上映及び頒布の禁止）の規定に違反した場合。

(3)前各号のほか、約款に違反する行為、放送サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の放送設備に著しい支障を与える又は与える恐れのある行為を行った場合。

2 当社は、前項の規定により、放送サービスの利用を停止するときは、加入者に対し、事前にその理由、停止する日及び期間を通知します。但し、緊急事態等やむをえない場合、この限りではありません。

第5章 工事及び保守

(設置機器)

第24条　当社は、光放送端末又は光接続箱等の機器を、加入者宅において設置し、加入者に対し、貸出します。(以下「設置機器」といいます。)。

2 加入者が、故意又は過失により、設置機器を破損又は紛失した場合、加入者は、当社に対し、料金表記載の損害賠償金を、支払うものとします。損害賠償金の支払いによって、その設置機器の所有権は、加入者に帰属します。

3 加入者は、当社が認める場合を除き、設置機器の交換を請求できません。但し、当社が認める場合の交換であっても、加入者は、当社に対し、交換手数料を払わなければならない場合があります。

4 加入者は、設置機器の利用で必要となる電源の供給及び費用負担につき、承諾するものとします。

5 加入者は、設置機器の設置について、加入者が所有又は占有する敷地及び構築物等を、必要最小限の範囲で、当社が無償で使用することを承諾するものとします。

6 加入者は、加入申込時に、当社に対し通知した利用場所以外で、設置機器の接続をしてはなりません。

7 加入者が、前項に違反し、当社又は第三者に損害を与えた場合、加入者は、当社又は第三者に対し、その損害（弁護士費用を含みますがこれに限られません。）の賠償をするものとします。

8 加入者は、第三者に対し、設置機器の貸出し、譲渡、質入れその他の処分等をすることはできません。

9 加入者は、直接又は間接を問わず、設置機器の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析等をしてはなりません。

10 当社は、加入者が、本条8項又は9項に違反した場合、本契約を解除し、加入者に対し、設置機器の返還請求をすることができるものとします。この場合、加入者は、当社から返還請求を受けた日から起算し、10日以内に返却する義務を負います。期間を経過しても設置機器等の返却がなされない場合、当社は、加入者に対し、これら設置機器の料金表記載の損害賠償金を請求できるものとします。

(引込設備、宅内設備の設置工事)

第25条　当社は、当社から引込設備までの各設備を所有し、その設置工事及び必要に応じて自営柱の建柱、地下埋設等の特殊工事を行います。但し、引込設備の設置工事については、加入者が、その設置に関する料金表記載の費用を負担するものとします。

2 宅内工事は、当社指定の業者で実施するものとし、また、当社の指定する工法及び使用機器によるものとします。またその工事費については、加入者が、料金表記載の費用を負担するものとします。

3 加入者は、当社に無断で引込設備、宅内設備の改変、補修、増設及び機器等を接続する工事はできません。

4 前項に違反し、当社又は第三者が損害を被った場合、加入者は、その損害（弁護士費用を含みますがこれに限られません。）を賠償する義務を負うものとします。

5 加入者は、宅内設備の維持管理を行うものとし、当社は、有線テレビジョン放送施設及び引込設備の維持管理を行うものとします。

6 有線テレビジョン放送施設側の改修、電柱又は道路所有者への工事の許諾申請等により引込工事までに時間を要する場合があります。

(引込設備、宅内設備の故障等)

第26条 加入者は、放送サービスが受信できなくなった場合、当社又は代理店に対し、点検の請求をするものとします。

2 前項の点検の結果、有線テレビジョン放送施設、引込設備、設置機器に故障がある場合には、当社の負担でその故障設備を修理します。宅内設備に故障がある場合には、出張費用及びその設備の修理に要する費用は加入者の負担となります。

3 第2項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により、有線テレビジョン放送施設、引込設備、設置機器を破損した場合、その設備の修理等に要する費用は、加入者の負担となります。なお、加入者が、故意又は過失により、設置機器を破損して修理が困難な場合又は紛失した場合、加入者は、当社に対し、料金表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。損害賠償金の支払いにより、その設置機器の所有権は、加入者に帰属します。

(設備の設置場所の変更)

第27条　加入者は、同一家屋内においてのみ設置機器の設置場所の変更が出来るものとします。但し、宅内工事は、当社指定の業者が実施します。

2 加入者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、引込設備、宅内設備又は設置機器の設置場所の変更を希望する場合、当社に対し、事前に届け出るものとします。

(1)改築・増築等同一家屋内又は同一敷地内で設置場所を変更するときで、新たに引込工事を必要とする場合。

(2)当社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

3 前項2号の場合、契約の内容に関わる形態の変更又は制限がある場合があります。

4 第1項及び2項の場合、当社は、第7条（加入申込の承諾）の規定に準じて取り扱うものとし、当社が承諾した場合、加入者は引込設備、宅内設備又は設置機器の設置場所の変更ができるものとします。

5 引込設備、宅内設備又は設置機器の設置場所変更に伴う引込又は宅内工事の費用負担や工事分担は、第25条（引込設備、宅内設備の設置工事）によるものとします。また、引込設備や設置機器等の撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

(設置場所の無償使用等)

第28条　加入者は、当社が、引込設備及び自営柱等の特殊設備の設置に関し、加入者の所有又は占有する敷地及び構築物等を、必要最小限の範囲で、無償で使用することを承諾するものとします。

2 加入者は、当社及び当社の指定する者が、引込設備及び自営柱等の特殊設備の設置、検査、修理、撤去及び復旧を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物への出入りが必要な場合、これを承諾するものとします。

3 加入者は、第1項及び2項に関して地主、家主、管理組合、その他の利害関係者が存在するときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

第6章　料金等

(料金等)

第29条　当社は、加入契約料金、事務手数料金、利用料金、工事費、解約費、解除費、機器紛失時の損害賠償金、延滞金及びその他債務（以下、総称して料金等といいます。）を定め、加入者は、当社に対し、対象となる料金等を支払うものとします。

2 当社は、放送サービスの加入促進のため料金等を割引くことがあります。

(利用料金)

第30条　加入者は、第15条（放送サービスの種類）に定める放送サービスの利用に際し、当社に対し、料金表記載の利用料金を支払うものとします。

2 放送法に基づくNHKの受信料は、加入契約料金及び基本利用料金の中には含まれませんので、加入者は、別途NHKと受信契約を結び、受信料を支払わなければなりません。

3 当社は、第15条（放送サービスの種類）の放送サービスを行うため、地域、期間及び放送サービスの種類を限定した基本利用料金を設定する場合があります。

4 社会情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は、利用料金の改定をすることがあります。その場合、当社は、加入者に対し、改定月の１か月前までに、所定のＷＥＢサイトその他相当の方法により、通知いたします。

(利用料金の計算)
第31条 当社は、加入者の放送サービスの月額基本利用料金を 1 日から末日までの 1 か月単位で計算します。但し、放送サービスの利用を開始した月の利用期間が 1 か月に満たない場合、日割り計算を行います。
2 加入者は、前項において、サービスの変更又は休止若しくは再開があった場合、変更後のサービス料金を支払うものとします。但し、月の途中での変更の場合には、それぞれの料金を日割り計算により支払うものとします。

(利用料金等の請求及び支払)
2 当社は、加入者に対し、第 31 条（利用料金の計算）で計算された利用料金のうち、第 15 条（放送サービスの種類）に定める放送サービスの利用料金は、利用した月の翌月に請求するものとします。
2 当社は、加入契約料金、事務手数料金、工事費、解約費、解除料、設置機器の損害賠償金、延滞金等その他の債務が加入契約に基づき発生した場合、加入者に対し、これを前項の利用料金に合算して請求するものとします。
3 加入者は、当社に対し、第 1 項及び 2 項に定める料金等を、当社が指定した期日までに、当社が指定する金融機関の口座振替又はクレジットカード払いの方法により支払うものとします。
4 当社は、加入者に対し、第 3 項に定める以外の支払方法を認める場合があります。その場合の支払いに要する手数料は、加入者の負担とします。
5 当社は、原則として加入者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。但し、加入者が請求書、領収書の発行を求めた場合、この限りではありません。当社は、加入者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、加入者に対し、1 通につき料金表に定める費用を請求するものとします。

(料金等の減免)
第33条 当社が、第 26 条（引込設備、宅内設備の故障等）2 項の事由によって、第 15 条（放送サービスの種類）に定めるすべての放送サービスを、加入者が点検の請求を当社又は代理店に対し申し出た日が属する月の中で継続して 10 日以上行わなかった場合には、第 15 条（放送サービスの種類）に定めるすべての放送サービスのその月の利用料金は無料とします。
2 当社は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、料金又は工事に関する費用を徴収することが適当ではないと判断したときは、約款の規定にかかわらず、一時的に、加入者の料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
3 当社は、料金等を減免したときは、加入者に対し、その旨を、所定のＷＥＢサイトへの掲載又はその他相当な方法により、加入者に周知するものとします。

(延滞金)
第34条 加入者は、料金等の債務を延滞した場合、当社に対し、延滞した債務の支払いに加え、支払期日の翌日から債務を全額弁済する日まで、年利 14．6%の延滞金を支払うものとします。

(消費税相当額の加算)
第35条 当社は、料金その他の支払いについて、歴月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。但し、延滞金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。
2 消費税の加算により、料金表記載の税抜額に基づき計算した合計額と、実際の請求金額が異なる場合があります。

(端数処理)
第36条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第7章 損害賠償等

(損害賠償)
第37条 当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合、その損害（弁護士費用を含

みますがこれに限られません。）を賠償するものとします。

（免責事項）
第38条　天災地変その他当社の責に帰さない事由等により、サービスの提供の中止を余儀なくされた場合、当社は、その責任を負わないものとします。
2 当社は、番組内容の変更、放送サービスの休止、停止、中断等により、加入者に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、その責任を負わないものとします。
3 当社は、加入者の登録情報に含まれるメールアカウントへの送信又は書面の郵送等その他相当な方法により、メンテナンス情報等のお知らせを通知するものとします。この場合、当社は、加入者の設定により受信されない場合であっても、加入者が、通常その到達すべき時に、通知内容を了知したとみなします。

第8章　雑則

（放送サービスの上映及び頒布の禁止）
第39条　加入者は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、対価の有無にかかわらず、当社の放送サービスを公に上映すること又はその複製物等を頒布してはなりません。

（加入者の関係者による利用）
第40条　加入者が当該加入者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者の放送サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して加入契約を締結したときは、当該加入者は、当該関係者に対しても、加入者と同様に約款を遵守させる義務を負うものとします。
2 前項の場合、加入者は、約款に定める禁止事項のいずれかを行い又はその故意又は過失により当社又は第三者に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該加入者の行為とみなして、約款の各条項が適用されるものとします。

（個人情報の取扱い）
第41条　個人情報の取り扱いは、当社所定のＷＥＢサイトで掲載する「個人情報の取扱いについて」に定めるものとします。

（視聴情報の収集）
第42条　当社は、第 41 条（個人情報の取扱い）の規定に基づき、加入者の視聴情報を収集できるものとします。
2 当社は、前項の規定に基づき、収集した視聴情報を視聴動向の分析に利用するものとします。
3 当社は、番組の視聴動向を、第三者に対し、開示することがあります。但し、個人を特定できる情報の開示は行わないものとします。

（カスタマーハラスメントについて）
第43条　カスタマーハラスメントについての対応は、当社所定のＷＥＢサイトで掲載する「カスタマーハラスメント基本方針」に定めるものとします。

（反社会勢力の排除）
第44条　加入申込者及び加入者は、次のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
(1)暴力団
(2)暴力団及び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
(3)暴力団準構成員
(4)暴力団関係企業
(5)総会屋等
(6)社会運動等標ぼうゴロ
(7)特殊知能暴力集団等
(8)前各号の共生者

(9)その他各全号に準ずる者

2 加入申込者及び加入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1)暴力的な要求行為
(2)法的な責任を超えた不当な要求
(3)取引に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
(4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、業務を妨害する行為
(5)その他各号に準ずる行為

3 次の各号のいずれかに該当し、放送サービスを提供することが不適切であると当社が認める場合、当社は責任等を負うことなく、加入者の承諾又は催告なしに加入契約を解除することができるものとします。

(1)加入者が第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき
(2)加入者が第 2 項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
(3)加入者が第 1 項又は第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
(4)加入者が前 3 号に関する必要な調査等に応じない又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

(準拠法)

第45条　約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

(関連法令の遵守)

第46条　当社は、約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

(協議事項)

第47条　約款に定めのない事項又は約款の解釈に疑義が生じた場合、当社及び加入者は、誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

(合意管轄)

第48条　加入者と当社との間における一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(特約)

第49条　当社は特に必要があるときには、約款に特約を付することができるものとします。

附則

(約款施行前の手続の効力等)

1約款施行前に、改正前の約款の規定により行った手続その他の行為は、約款中にこれに相当する規定があるときは、約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2約款施行の際、現に改正前の約款の規定により提供している放送サービスは、約款中にこれに相当する規定があるときは、約款に基づいて提供しているものとみなします。

(約款施行後の経過措置)

1約款施行の際、現に改正前の約款により提供している放送サービスの契約は、約款施行の日に、改正後の約款による契約へ移行したものとみなして取り扱います。

2約款施行前に、改正前の約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった放送サービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

(施行期日)

1　約款は、2011 年 3 月 1 日より施行します。
2　約款は、2023 年 4 月 28 日より施行します。
3　約款は、2023 年 8 月 1 日より施行します。
4　約款は、2024 年 3 月 1 日より施行します。
5　約款は、2024 年 8 月 30 日より施行します。
6　約款は、2024 年 10 月 1 日より施行します。
7　約款は、2025 年 3 月 1 日より施行します。

7　約款は、2025 年 10 月 1 日より施行します。
8　約款は、2025 年 11 月 1 日より施行します。
9　約款は、2026 年 1 月 1 日より施行します。
10　約款は、2026 年 11 月 10 日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

1 加入者は、当社に対し、加入者が支払うべき料金等を、当社が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うことができます。
2 加入者は、当社に対し、申出をしない限り、継続して前項と同様の支払方法によるものとします。また、当社は、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
3 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、当社に対し、遅滞なくその旨を連絡するものとします。
4 加入者は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により、一方的にクレジットカードによる支払いをすることができない場合があります。

料金表

通則

(料金表の適用)

1　個人契約における放送サービスのコースに関する料金は、この料金表に規定します。工事に関する費用は、当社が別途定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

2　当社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用は、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

(料金等の割引)

3　当社は、料金表に規定する料金につき、放送サービス加入促進を目的として、割り引くことがあります。

4　加入者の都合により、サービスの全部又は一部を利用しない場合であっても、月額利用料の割引は、ありません。

(1) 加入契約料金及び事務手数料金、利用料金

加入契約料金	加入契約料金 35,000 円（税込 38,500 円）
事務手数料金	1 契約毎 3,000 円　（税込　3,300 円）
利用料金	1. 再送信利用料　月額利用料金　1,000 円（税込 1,100 円） （上記料金には光放送端末の機器使用料を含みます。） ※2023 年 4 月 28 日時点で、新規受付は終了しております。 ※上記サービスに付帯されるIP-VODサービス「milplus（みるプラス）」は 2027 年 2 月 28 日を以ってサービス終了します。「milplus（みるプラス）」には有料コンテンツがあり、別途月額利用料が発生する場合があります。 ※上記金額にNHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。 2. サービス休止時の維持管理費用 月額利用料金　400 円（税込 440 円） 3. 利用明細紙面通知 1 通につき 120 円(税込 132 円)

(2) 工事費・手続費等

①　工事費

新規契約時	2023 年 4 月 28 日時点、新規受付は終了しております。

②　変更手続き費

種類	料金額
テレビコース変更手続き費	各 3,000 円（税込 3,300 円）
引込線変更作業費	5,000 円（税込 5,500 円）
宅内機器変更作業費	3,000 円（税込 3,300 円）

※　加入者の宅内設備の状況により、別途追加料金が発生する場合があります。

※　加入契約の状況により、別途解約費が発生します。

③　解約費

解約にかかる工事費及び手続き費：8,000 円（税込 8,800 円）

(4) 貸与機器価格相当分

光放送端末 価格相当分	光放送端末 28,000 円/台（税込 30,800 円/台）